

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	51ページ (4)④	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、滞納者だけではなく、全債務者について福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市では平成26年度から福島市債権管理条例及び福島市債権管理条例施行規則が施行され、当該条例の第5条で債権管理のための台帳整備が義務化され、施行規則の第4条で台帳の記載事項が定められているものの、当該法令の解釈・運用を誤っておりました。</p> <p>改めて、法令根拠を確認し、債権管理台帳の必要項目を網羅した台帳の確認を行いました。</p> <p>債務者を網羅的に把握、管理するまでには行きついていなかった台帳について、法令上の記載事項に従い、適切に作成いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書  
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	生活福祉課
報告書ページ	78ページ (4)③		区分	意見
意見の内容	<p>債権管理の担当課及び人員の確保</p> <p>当該債権の管理は、現在、ケースワーカーが行っているとのことだが、今後、強制執行等の法的手続による回収を積極的に行うためには、スキルの観点、生活保護者の相談者という立場、マンパワーなどの点から課題が多い。このため、少なくとも強制徴収公債権である78条徴収金については、納税課への移管により滞納債権の一元管理を行うことが望ましい。また、それ以外の生活保護費返還金の滞納管理についても、類似する債権であるため、早期に納税課に移管することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>生活保護費の債権管理については、各担当ケースワーカーがケースワーク業務と並行して行っている現状であります。滞納者のうち約6割が、債権発生後も引き続き生活保護受給中であることから、家庭訪問などのケースワークの中で粘り強い交渉によって債権回収を行っております。</p> <p>また、平成27年度より複数年経験のケースワーカーを生活福祉課内の債権班に配置し、組織的に対応することで債権回収の効果を上げている現状であります。令和2年度の収納率は44.02%で、全国62の中核市のうち上位第7位となっております。</p> <p>今後におきましても、高額案件や懸案事例などについては専門部署である納税課と連携して対応するとともに、債権班を中心として、債権管理と滞納整理のスキルアップに努め業務を推進して参ります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	94ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市では平成26年度から福島市債権管理条例及び福島市債権管理条例施行規則が施行され、当該条例の第5条で債権管理のための台帳整備が義務化され、施行規則の第4条で台帳の記載事項が定められているものの、当該法令の解釈・運用を誤っておりました。</p> <p>改めて、法令根拠を確認し、債権管理台帳の必要項目を網羅した台帳の確認を行いました。</p> <p>債務者を網羅的に把握、管理するまでには行きついていなかった台帳について、法令上の記載事項に従い、適切に作成いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	健康福祉部	障がい福祉課
報告書ページ	9 6 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>延滞金の徴収</p> <p>特別障害者手当等給付金返還金の通知書には、納期限までに完納されない場合には、納付日までの期間に応じて延滞金が加算される旨の記載がある。当該返還金は、債権の発生原因たる特別障害者手当等給付金が社会的弱者に支給されるものであり、滞納原因が生活困窮であるため、延滞金を徴収しないことは理解できる。しかしながら、福島市では債権管理条例において督促をした場合には「延滞金を加算して徴収するものとする」との定めがある。このため、負担の公平性・透明性の観点から、延滞金を加算しない場合の基準を定めておくことが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市特別障害者手当等過誤払金収納管理要綱の一部改正を行いました。</p> <p>施行日は令和 3 年 1 1 月 1 日。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	農政部		農林整備課
報告書ページ	104ページ (4)④		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>令和3年10月1日付にて、債権管理台帳を整備し運用を開始いたしました。</p> <p>併せて、債権管理台帳管理を含めた当該債権処理にかかる事務処理手順について事務担当者間での共有・確認を行いました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。